

第 4 期

岡崎市市民協働推進計画

(令和 8(2026)年度～令和 12(2030)年度)

—概要版—

本市では、市民協働の推進について基本的な理念を定め、並びに市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民協働に関する施策及び市民活動の基本となる事項を定めることにより、これらを総合的かつ計画的に推進し、もって市民協働の推進を図ることを目的に「市民協働推進条例」を平成 21(2009)年 3 月に制定しました。

本計画は、同条例の第 7 条に定める基本施策を推進する計画として定め、第 1 期市民協働推進計画を平成 22(2010)年度から平成 26(2014)年度、第 2 期計画を平成 27(2015)年度から令和 2(2020)年度を計画年度、第 3 期計画を令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度を計画年度として、事業を実施し、市民協働の推進を図ってきました。

第 3 期計画の進捗状況を把握し、引き続き市民協働を推進し、市民活動団体等とともに自立した協働社会を構築し、豊かで市民力を生かした地域社会を実現するため「第 4 期市民協働推進計画」を策定します。

第 1 期「育成期」(平成 22 年度～平成 26 年度)

市民協働への関心を高め、活動を活発にするための拠点整備等を推進



第 2 期「自立期」(平成 27 年度～令和 2 年度)

市民活動の質的充実に向けた支援、市民活動を推進する人材の育成を推進



施策の方向性

第 3 期「発展期」(令和 3 年度～令和 7 年度)

第 1 期、第 2 期の取組をさらに発展させ、市民活動を活発化・定着化させていく



第 4 期「つながり期」(令和 8 年度～令和 12 年度)

第 3 期までの取組を定着させ、市民活動を協働に結び付けていく

【改定のポイント】

・多様な主体の連携の強化

市民、市民活動団体、事業者及び市等の多様な主体が対等な立場で協力して取り組むことができる環境を整備する。

・市民協働に関する情報発信

地域との繋がりを深め、市民活動が長く続くための仕組みを整える。

基本施策 1 市民協働に関する情報の収集及び発信

市民活動についての情報収集及び提供を積極的に行い、市民の市民活動への関心を高め、共感や応援、参加につなげていきます。

【目指す姿】

○関心のある課題に対し情報感度を高め、様々な活動への参画をしています。

○「市民活動団体」は、新技術の導入を含め様々な手段で情報発信、情報交流を行っています。

【施策内容】

- (1)多様な広報媒体を利用した市民協働情報の発信
- (2)市民活動の理解と参加へのきっかけづくり
- (3)市民活動支援機関などとの連携・情報共有

【重点事業】

- ・多様な広報媒体を利用した市民活動情報の発信
- ・地域交流センターによる情報提供
- ・「町内会等」への情報提供の充実
- ・他の市民活動支援機関との連携・情報共有

基本施策 2 市民活動の支援及び推進

「市民活動団体」の財政的、能力的自立性の向上を図るため、市民活動の支援及び推進を行います。

【目指す姿】

○市民一人ひとりが、地域や社会の様々な課題に関心を持っています。

○地域や社会の様々な課題に取り組んでいく「市民活動団体」が活発に活動を行っています。

○多様な主体が連携して市民活動を推進しています。

【施策内容】

- (1)市民活動への行政的支援
- (2)市民活動を担う人材の発掘・育成
- (3)事業者による支援
- (4)中間支援組織による支援
- (5)公益活動の促進

【重点事業】

- ・情報発信力強化支援
- ・事業者による支援に関する情報収集と提供

基本施策 3 市民活動団体等の連携の推進及び強化

市民協働の担い手である市民、「市民活動団体」、「町内会等」、事業者及び市が相互に連携・協働し、多様な活動がおこなわれているよう、交流の場づくりや市民協働を推進する人材の育成を行います。

【目指す姿】

- 多様な主体が協働・活躍した活動が行われています。
- 市民協働による取組が広がり、多様な主体の繋がりが深くなっています。

【施策内容】

- (1)市民協働の担い手の連携の推進及び強化
- (2)市民活動を担う人材の育成
- (3)市民協働コーディネーター※の活用

※市民協働コーディネーターとは、市民活動の相談、市民活動ボランティアへのサポート、各種助成金などの情報提供、他団体との協働・連携を希望する団体の仲介など、市民活動団体をサポートする役割を持っています。

【重点事業】

- ・地域交流センターにおける交流イベントの開催
- ・多様な主体との連携強化
- ・「町内会等」による交流機会の創出

基本施策 4 市民活動拠点の充実

市民活動の場を充実させ、相談体制やネットワークの形成などにつながる地域交流センター等の市民活動拠点の機能の充実を目指します。

【目指す姿】

- 市民活動拠点を中心に市民活動が行われています。
- 市民活動に関心を持った人が気軽に相談できる場があります。

【施策内容】

- (1)市民活動拠点の充実

基本施策 5 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり等

市民協働を推進する環境を整備するため、市民協働事業の仕組みづくりなどを行い、市民協働によるまちづくりを効果的に推進できる体制を整えます。

【目指す姿】

- 一人ひとりが協働を理解し、担い手となっています。
- 多様な主体が協働・活躍できる社会になっています。

【施策内容】

- (1)市民協働推進体制の充実
- (2)市民参加・参画手法の推進
- (3)本市職員の意識改革

基本施策 6 町内会活動の活性化

「町内会等」の地域コミュニティ組織が防災、福祉などの地域課題の解決に専念できる体制づくりを支援するため、市民とともに地域の課題解決を図る体制の構築を進めます。

【目指す姿】

- 町内会への加入率が維持され、地域で様々な交流が行われています。
- 地域で様々な世代の人が活躍しています。
- 町内会活動を通じて、地域への愛着は深まり、地域の歴史や文化の継承が行われています。
- 地域の人の交流が活発で、防災や福祉等安全・安心なまちづくりが進んでいます。

【施策内容】

- (1)情報の提供
- (2)活動の支援
- (3)町内会等の負担軽減
- (4)活動拠点施設の充実
- (5)支援体制の強化

【重点事業】

- ・「町内会等」への情報提供の充実
- ・地域交流センターによる情報提供
- ・地域交流センターにおける交流イベントの開催
- ・多様な主体との連携強化